

令和3年10月1日
恵那市消防防災センター
13:30～

木づかいガイドライン作成資料について

- 1 木づかいガイドラインの視点について
幼年時や青少年時における森や木の魅力との出会い・原体験の重要性
- 2 森の幼稚園紹介記事について
- 3 森林環境譲与税の活用について

農山村地域への子育て世代の移住促進に貢献する「森のようちえん」 〜グローバル社会を生き抜く次世代育成と地方創生に向けて〜

上田女子短期大学研究員、元(公社)国土緑化推進機構 木俣 知大

1. 世界に広がる「森のようちえん」

近年、我が国でも注目が高まってきている「森のようちえん」。1950年代中頃に、デンマークで「子供たちに幼い頃から自然と触れ合う機会を与え、自然の中でのびのびと遊



森の中で遊び学ぶ子供たち

ばせたい」という願いを持つ一人の母親が、自分の子供たちを連れて毎日森に出かけたのが始まりと言われている。

「森の幼稚園」は、欧州を中心に世界で広がって

り、特にドイツでは「森の幼稚園」等を認可する制度が創設される中で、1800を超えている「森の幼稚園」が誕生しています。

ドイツでは「森の幼稚園」への公的支援

ドイツでは、1990年代に幼稚園・保育所等の受入数を急激に増やしていくことが求められた社会的背景がありました。ドイツは、地方分散型の国づくり・まちづくりが進められており、地方都市の近くにも森林が広がるとともに、農山村地域にも多くの小規模集落があります。また、森林等の自然空間こそが子どもたちの身体的な発達や感情の安定、社会的関係の構築などの観点から有効であると考える保育者や保護者が見られました。

こうした中で、政府は定員20名程度の小規模な幼児教育施設として「森の幼稚園」の運営許可を行う基準を新たに定め、公的支援を行う新たな法制度等を整備したことで、ドイツでは飛躍的に「森の幼稚園」の設置が進みました。

運営許可基準は、施設や組織、教育内容、安全衛生管理等に関する項目が定められていますが、特筆すべき点は、「園舎」が無くても「森」があれば運営許可する点です。通常の幼児教育施設には、一定面積の保育室等を有する「園舎」が求められますが、新たな制度では、森林所有者の利用許可を得るとともに、森林管理を所管する行政機関への届け出が受理され、さらに荒天時等に使用可能な軽微なシェルターやトレーラーハウスがあれば、運営許可がなされる制度となりました。

韓国では山林庁が「森林体験園」設定

アジアでも「森の幼稚園」への関心は高まっています。

韓国では、都市部の過密化が著しく、子どもの遊び場や自然環境の確保が難しくなったことに加え、共働きの増加によって、長時間、保育施設内で過ごす子どもが増え、屋外体を動かす時間の減少が問題視されるようになっていきました。さらに、受験競争に加えて早期教育も過熱しており、遊ぶ場所も時間も残されていない子どもたちが増えている状況から、教育環境の改善が社会的な課題となっていました。

こうした中で、山林庁は、2011年に「森林教育の活性化に関する法律」を制定し、国有林に幼稚園・保育所等が利用できるフィー

ルドを「幼児のための森林体験園」として設定する制度を創設しました。さらに、それらのフィールドでの活躍する専門家を養成するため、210時間以上の教育課程を定めた「幼児森林指導者」の養成も開始しました。

現在では「幼児のための森林体験園」が800を超えるまで設定されており、山林庁が主体となった「森の幼稚園」が拡がりを見せています。

2. 日本で広がる「森のようちえん」

我が国においては、1990年代から各地で民間団体によるドイツの「森の幼稚園」に類する取り組みが芽生え、拡がってきています。幼稚園教諭や保育士が主体となって新たに「森のようちえん」を立ち上げたり、保護者が主体となって共同保育として「森のようちえん」を立ち上げたり、既存の幼稚園・保育所等が新たに森林等を取得したり借り上げたり、これまで小学生以上を対象に週末等に行われていた自然学校が幼児期を対象にするなど、多様な取り組みが芽生えてきました。

2005年からは毎年、全国の実践者や保護者等が参加交流する「森のようちえん全国交流フォーラム」が開催され、2009年には「森のようちえん全国ネットワーク」(現「NPO」森のようちえん全国ネットワーク連盟)が設立されて、人材育成や普及啓発

等の取り組みが進む中で、全国で民間主導によって、その輪は拡がっていきました。

2010年代後半からは、行政等により「森のようちえん」等の支援施策の創設がはじまりました。

鳥取県では2015年3月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設して、いわゆる「森のようちえん」等のスタッフの人員費や園バスのリース代など、広く運営費を支援しています。

長野県も2015年4月に「信州型自然保育認定制度」を創設して、人材育成や情報発信を行うとともに、2017年度からは「森のようちえん」等への運営費補助をスタートしました。

ここでは、先進的に認証・認定制度を創設してきた鳥取県と長野県で取り組まれている代表的な「森のようちえん」の事例を紹介し、ます。

智頭町森のようちえんまるたんぼう

2009年4月に鳥取県智頭町に誕生した「智頭町森のようちえんまるたんぼう」。少子化による統廃合で保育所がなくなった過疎集落の古民家を拠点として、「町の森全体が学び舎」を合い言葉に、町内14箇所の森林をフィールドに、子どもの自主性を尊重した「見守る保育」を行っています。

そして、「自然豊かな地方の子育て」の魅力を広く県外にも発信する中で、全国から「森のようちえん」を求めて移住者が増えたことから、2013年にはスタッフと保護者の共同保育による「すぎぼっくり」も設立する結果となり、これまで両園で63世帯220名の移住促進に貢献してくとともに、過疎集落に13名の雇用機会を創出してきています。

近年は、夫が農林業に就業を目指し、妻が自然豊かな地方での子育てを憧れる子育て世代の家族の移住が増加するとともに、移住世帯による起業・創業も活発に拡がっています。

長野県伊那市「高遠第2・第3保育園」

伊那市内で山間部に位置している同園は、集落内の過疎化・少子化の影響で、2014年度末の園児数が定員の50%を割り、休園の危機に直面していました。

こうした中で、園の存続を願う地域と保護者等により、「高遠第2・第3保育園と地域の未来を考える会」が発足しました。森林所有者の理解も得て、園の裏山等も活用して特色づくりを進めて、2015年に「信州やまほいく(信州型自然保育)認定制度」の認定を取得し、自然豊かな地方の子育ての魅力を発信する取組を開始しました。

特に、県内で唯一の「公立園」として「信

州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」の「特化型」の認定を取得していることをアピールすることで、子育て世代の移住者が増え、休園の危機を逃れて園は存続し、現在では在園児31名のうち8割が移住世帯となっています。

都市部の移住セミナーや移住検討者向けの冊子の作成などによるPRを通して、豊かな自然環境での子育てを望む層の移住も増加し、保育園の存在が地域の活気を生み出しています。

長野県茅野市「野あそび保育ささはら」

八ヶ岳西麓の農業地帯にあり、50年の歴史を有する茅野市立「笹原保育園」。農山村地域の御多分に洩れず、少子化でここ数年の園児数は10人未満（定員35名）が続き、廃園に向けて協議がなされていました。

こうした中で、長野県飯田市の郊外に立地しつつも、域外から園児を集めていた認定子ども園「野あそび保育みつけ」を地域住民が視察する中で、「森のようちえん」に大きな可能性を感じました。

笹原保育園は、2021年4月から「自然保育重視・民営化・認定子ども園化」することで、再スタートしました。域外から通う園児を増やすために、「自然保育」を重視する方針を打ち出し、質の高い保育を継続的に提供

できるように、運営主体をこれまで長野市や飯田市で特化型の「信州型自然保育認定園」を運営する実績がある組織に民営化。さらに、共働きでない乳幼児も対象にできるように保育所から認定子ども園に変更し、認定子ども園「野あそび保育ささはら」としてリニューアルしました。

その結果、前年には5名だった園児が25名に増えるとともに、自然保育の経験や関心がある保育者を県内外から8名を集め、過疎集落に10名を超える雇用も創出されました。地域の歴史や文化を活かした保育を取り入れたり、園内に新たに地域の方々が集えるコミュニティスペースを設けるなど、過疎集落の子どもとの賑わいと高齢者の生きがいの場づくりが進められています。

3. 自治体に広がる「森と自然の保育 幼児教育」

全国的に自治体による取組は拡がりを見せています。

広島県では2017年には「ひろしま自然保育認証制度」を創設し、運営費補助や指導者養成、普及啓発等に取り組んでいます。また、三重県では2015年に県内の全園を対象にして「野外体験保育」の有効性調査を行った上で、2016年からのアドバイザー派遣や指導者養成、普及啓発を開始しています。

さらに、幼児期からの森林環境教育・木育を推進する観点から、都道府県の林務部署が主体となった取組も広がっています。岐阜県では、県森林税を活用して市町村による取組を支援するとともに、2020年に「岐阜県立森林文化アカデミー」に「森林総合教育センター」を開設して、市町村の公立園による森林活用を多角的に支援したり、民間の指導者養成、普及啓発等に多角的に取り組んでいます。滋賀県では、2019年に林務部署が主体となって「しが自然保育認定制度」を創設するとともに、県森林税を活用した活動支援や研修等が実施されています。秋田県でも、県森林税を活用して園等による森林体験学習を支援したり、「森の保育士」の養成等を行っています。

「森と自然の学び」自治体ネットワーク設立

こうした先導的な自治体による取組を、さらに全国に拡げ、深めていくために、2018年10月に鳥取県・長野県・広島県の各県知事が発起人となり、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」が設立されました。

2018年10月22日には、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」の設立総会並びに設立記念シンポジウムが、東京大学安田講堂で華々しく開催されました。長野県阿部守一知事、鳥取県平井伸治知事をはじめとし



「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」設立総会における共同宣言（2018年10月・東京大学安田講堂）

た自治体の
首長から、
（独）国立青
少年教育振
興機構の鈴
木みゆき理
事長（当時）、
東京大学大
学院教育学
研究科発達
保育実践政
策学センタ
ー長（当時）
の秋田喜代
美教授、教
育評論家の
尾木ママこ
と尾木直樹
氏、そして

で120自治体（16都道府県、104市町村）
が参画するとともに、連携団体として日本自
然保育学会、（公社）国土緑化推進機構、（N
PO）森のようちえん全国ネットワーク連盟
が関わっています。

そして、「森と自然を活用した保育・幼児
教育」の認知度を高めるために、①自治体や
民間団体等との交流・連携の拡大、②情報共
有・発信、③調査研究・人材育成、④国への
政策提言・要望等が行われています。

2020年度には、全国の自治体担当者と
学識経験者等が参画して「森と自然の育ちと
学びラボ」を設置して、「保育者等の養成」
「保幼小接続」「移住促進・保育者確保」「子
どもへの効果・影響等」という4つのテーマ
の課題解決の理論や方法論を対話・検討しま
した。さらに、その成果をオンラインで「森
と自然の育ちと学び・連続セミナー」として
発信し、各回とも400名を超える自治体関
係者、保育・幼児教育関係者、森林・自然・
野外活動関係者等が全国から申し込みがあ
り、「森と自然を活用した保育・幼児教育」
への注目の高さが窺えました。

なお、同セミナーの概要は、広島県のホー
ムページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/244/jichinainetwork.html>) に公開さ
れている「森と自然の育ちと学び自治体ネッ
トワーク」パンフレットに掲載されていま



「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」パンフレット

す。また、自治体ネットワークへの参加自治
体には、講演動画のアーカイブや発表資料を
公開していますので、ご関心をお持ちの方
は、是非地元市町村に同ネットワークへの参
加をご相談ください（自治体ネットワーク
は、登録料・会費等とも無料）。

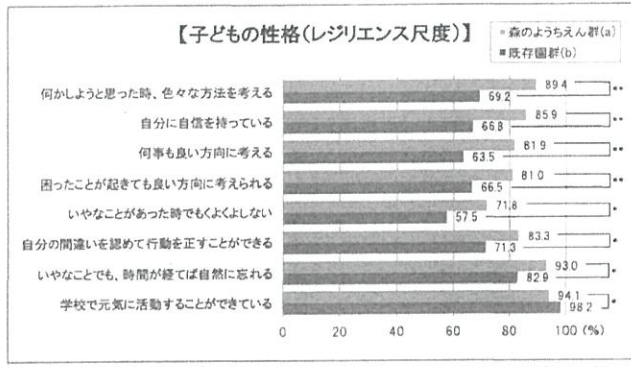
4. なぜ今「森」での「保育・幼児教育」なのか

IoT、人工知能（AI）等の科学技術が
著しく進展する中で、社会が加速的に変化し
ています。また、グローバル化によって異な
る文化や価値観を持つ人々が互いを受け入
れ、尊重して新たな関係性を創造する「多元
化共生」が重要になってきています。

これからの時代に求められる能力は、与え
られた知識・技術を再生産することではな
く、変化に対応し、多様性を受け入れた上で、
幅広い知識と柔軟な思考に基づき、新しい知
や価値を創造する力、自ら課題を発見し解決

元林野庁長官であり（公社）国土緑化推進機構
専務理事の沖修司氏など、幼児教育の研究や
実践等の最前線で活躍する関係者が集い、自
治体間や産学官間が連携した「森と自然を活
用した保育・幼児教育」の主流化に向けた取
り組みが幕開けしました。

官学民連携で「森と自然の学び」主流化を促進
同ネットワークには、2021年4月現在



(出典) 山口美和・酒井真由子ら「幼児期の経験がレジリエンスと自尊感情に及ぼす影響—「森のようちえん」の卒園児に注目して—」『上越教育大学研究紀要40』(2021)

する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力といった、いわゆる「非認知的能力」が求められています。森林などの自然環境には、手触りや匂い、音などの適度な五感への刺激があります。さらに、季節や気候によって自然は常に変化することから、豊かな「感受性」を育んでくれるとともに、複雑で多様性があり、自由に働きかけができる自然環境は、子どもの発達に「挑戦」する機会を与えてく

れます。

人工的な遊具・玩具と違って、無限にある枝葉や土・石等を用いて、子どもたちが自由に創意工夫を凝らした見立て遊びやごっこ遊び等を行うことができ、「想像性」や「創造性」を育むことができます。地形から植生、土壌条件等が変化に富んでおり、一つとして同じ環境はない「多様性」があります。気象・気候や生きた動植物の影響で、変化することが前提の「流動性」のある環境です。こうした中での遊びによって、複雑で多様な状況や変化への対応力等の「レジリエンス力」(いわゆる「折れない心」)を育むことができます。

通常園の卒園児と「森のようちえん」卒園児を比較した山口・酒井ら(2021)の調査研究でも、「森のようちえん」卒園児の方が自尊感情や自己肯定感が高く、試行錯誤や協働の経験も「森のようちえん」卒園児の方がよく行っており、「森のようちえん」では「レジリエンス力」の育成に影響を与えている可能性が示唆されています。

自然豊かな地方への子育て世代の移住促進

首都圏および大都市で、就学前の子どものみを持つ保護者を対象にしたNTTデータ経営研究所(2016)の調査では、「自然体験」が子どもの成長に良い影響を及ぼすと捉えている保護者は約9割にも上りました。

た。

その一方で、約7割の保護者が、子どもは「自然体験ができていない」と問題意識を持っていました。そのため、仮に地方へ移住や転勤をする場合に、約9割の保護者が、保育園・幼稚園等では、「自然を生かした保育・教育」が行われていると「魅力を感じる」と回答しています。

このような子育て世代のニーズのデータ的な裏付けとも連動するように、先述の通り、全国各地で「森のようちえん」を求めて農山村地域に移住する子育て世代が増加する事例が出てきました。

農山村地域が有する豊かな自然を活かした子育ての象徴として特色ある取組を行うことで、夫婦揃って農山村地域への移住意欲を高めたり、新たな関心層を掘り起こしたり、他地域との差別化等を図っている地域が生まれ始めています。

5. 森林組合による取り組みへの期待

ドイツの「森の幼稚園」では、国が定めている運営許可基準で「森林管理者等との連絡調整」が位置付けられていることもあり、定期的にフォレストスターと園児が触れ合う機会が設定されるケースがあります。その中で、将来フォレストスターへの就業を憧れる園児が少なくない、という話も聞かれます。

「緑の雇用」等により林業への就業を希望する者には、子育て世代も少なくないかと思えます。そのような子育て世代にとっては、鳥取県智頭町の「智頭町森のようちえんまるたんぼう」の事例のように、夫の地方での林業への就業への憧れと、妻の自然豊かな地方での子育てに憧れが組み合わさることで、農山村地域に家族で移住することを決断する後押しとなる可能性も少なくないと思います。

また、「森林公園」等を管理運営している森林組合も多いかと思えます。近年では、全国の「森林公園」で、「森のようちえん」や「自然保育」を受け入れることで、平日の利用者の拡充を図っている事例が全国で見られます。石川県では、「里山子ども園」というプログラムを設定して、県内各地の森林公園で保育所・幼稚園等による体験活動の受け入れをしています。

北海道東川町にある「キトウシ森林公園」では、公園内に拠点を置き、自主保育型の「森のようちえん」を行っていた（NPO）大雪山自然学校」が、2018年に新たに国による支援策である「企業主導型保育事業」を活用して、森林公園内に企業主導型保育所「キトウシこどもの森「キトキト」」を開設しています。施設整備への助成金を得て、内装とともに外装にも木をふんだんに使ったトレーラーハウスを用いた園舎を設置しつつ、認可



「キトウシこどもの森「キトキト」」の園舎

園と同等の運営費への助成を得ながら、自社や連携企業の職員、そして地域の子どもを森で預かる取組をはじめ農山村地域

では、企業主導型保育所を設置することで、従業員の保育園等への送迎の負担を軽減したり、新たに子育て世代の従業員を確保したりする事例も見られています。

これまでも、森林組合などで林業に従事する方々が、地域の「森のようちえん」等のフィールド整備を支援するケースは全国で多く見られています。今後は「森のようちえん」や「自然保育」の有する特徴を生かして、森林組合等が新たな子育て世代の就業者を確保したり、「森林公園」等の新たな利用を促進したりする観点などから、「森のようちえん」や「自然保育」を新たな取り組みが広がることを願っています。

（連絡先：木俣知大

E-mail: tomohiro_kimataro@yahoo.co.jp)

書籍「森と自然を活用した保育・幼児教育ガイドブック」



「森と自然を活用した保育・教育」に関する国内外の政策動向から、教育的効果や社会的効果の解説、さらに12名の有識者インタビュー、17の都道府県・市町村等の支援制度・施策、27の園等による実践事例をトータルで紹介しています。

「森のようちえん」や「森と自然を活用した保育・教育」にご関心をお持ちの方は、是非本書をご覧ください。

【編者】国土緑化推進機構、【編集協力】森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク、【発行】風鳴舎、【価格】2200円

自由民主党 総合政策研究所 国内政策研究会 報告書

森林環境税の使途について

平成 30 年 12 月

自由民主党 総合政策研究所

国内政策研究会

森林環境税の使途について

《 目 次 》

1. はじめに
2. 日本の森林政策の現状と評価
 - (1) 現状
 - (2) 評価・課題
3. 森林環境税（仮称）及び新たな森林管理システムについて
4. 提言
 - (1) 政策面
 - ①森林地域と都市部との継続的な相互交流による森林整備の意識向上
 - ②森林環境譲与税（仮称）の効果的活用の観点からの譲与基準見直し
 - ③森林環境税の地方自治体における森林環境税の使途検討を通じた、既存の森林税等との重複運用見直し是非検討への誘導
 - ④経済界への森林環境保全活動参画誘導
 - (2) 運用面
 - ①森林を抱える地域での使途について
 - ②都市部での使途について
5. 終わりに

(勉強会資料（議事録・資料）)

【研究会活動】

(1) 勉強会

○第1回（平成30年6月8日）：

『森林環境税（仮称）及び新たな森林経営管理制度について』

講師：林野庁 森林整備部 計画課長 小坂 善太郎 氏

○第2回（平成30年6月15日）：

『森林環境税の使途について』

講師：東京大学 大学院 農学生命科学研究科 教授 蔵治 光一郎 氏

○第3回（平成30年7月3日）：

『森林環境税の使途について』

講師：根羽村森林組合 参事 今村 豊 氏

○第4回（平成30年7月11日）：

『佐川町 チームさかわ流自伐型林業』

講師：高知県 高岡郡 佐川町長 堀見 和道 氏

(2) 現地視察

○第1回（平成30年5月28日）

広島県：新たな森林経営管理制度の導入に向けた取り組みについてヒアリング

先方：広島県 総務局 税務課 高橋 大輔 課長

同 農林水産局 林業振興部 福田 淳 部長

同 同 林業課 高木 孝夫 課長 他

同 同 森林保全課 山崎 裕実 課長

(敬称略)

【研究会メンバー】

主査	大岡 敏孝	衆議院議員
委員	井林 辰憲	衆議院議員
委員	鈴木 憲和	衆議院議員
委員	古賀 篤	衆議院議員
委員	本田 太郎	衆議院議員
委員	穂坂 泰	衆議院議員
委員	佐藤 啓	参議院議員

<総合政策研究所>

村口 勝哉	元事務局長
大日方 雄次	政務調査会 副部長
名坂 泰彦	主任研究員 (幹事：～平成 30 年 3 月 31 日)
宮崎 俊介	主任研究員 (～平成 30 年 3 月 31 日)
今村 淳二	主任研究員
沢田 通明	主任研究員 (幹事：～平成 30 年 6 月 14 日)
未久 遼介	主任研究員 (幹事)
白谷 宏之	主任研究員
寺元 大輔	主任研究員
小石原 健二	主任研究員
太田 武志	主任研究員
南光 繁	主任研究員 (幹事)
伊藤 俊	主任研究員
青木 規倫	主任研究員 (幹事：平成 30 年 4 月 1 日～)
田代 透	主任研究員 (平成 30 年 4 月 1 日～)
岡崎 正典	主任研究員 (平成 30 年 6 月 15 日～)

//

国内政策研究会『森林環境税（仮称）の使途について』
提言書

自由民主党 総合政策研究所

1. はじめに

森林は、地球温暖化防止や、災害防止、国土の保全、水源の涵養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって、国民に広く恩恵を与え、生活や経済に大きな貢献をしている。また、現在の我が国の森林は、これまでの先人の努力等により、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用時期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

一方で、森林所有者の多くは小規模零細であり、意欲に乏しく積極的な経営を期待できない中で、主伐期にある人工林の年間成長量の4割以下しか活用されていない。また、担い手の不足等により、近年、手入れが行き届いていない森林の存在が顕在化している。意欲と能力のある持続的な林業経営者に林業経営を集積・集約し、間伐は勿論のこと、主伐や主伐後の再造林についても合理的に進めるなど、資源の循環利用をさらに進めていくための仕組みを整える必要がある。また、大幅な木材需要の増加が見込めない中で、公共・民間を問わず、非住宅建築や中高層建築向け等の新規需要拡大を図る必要がある。

かかる状況下、これまで長期間にわたり、森林の有する公益的機能の発揮に関する財源確保について、政府・与党での検討や、関係者による働きかけが続けられてきた中で、平成27年に地球温暖化防止のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」の採択や、気候変動や地震等による昨今の山地災害の激甚化を踏まえた、国民の森林への期待の高まり等を受け、平成29年12月に閣議決定された、平成30年度税制改正の大綱において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが決定した。今後、新たな森林管理システムの検討とともに準備が進められる。

今回、我々は久しぶりの「新税」となる森林環境税（仮称）の使途をテーマとして取り上げた。関係先で検討が進む中での現状と問題点を整理し、今後どう進めていくかを考察すべく、有識者へのヒアリング、現地視察等を行い、現状と提言を取りまとめたので以下の通り報告する。

- ・ 道を維持し続けるには維持管理コストの問題があり、今ある道の維持が困難になっており、長期通行止めの道（実態は廃道）が増加している。
- ・ 立木を収穫して終わりであれば仮設の道（搬出路）だけで良い。

今後、主伐、間伐にあたって更なる路網整備は必要であるが、同時に地方の実情に合わせ、継続的な維持管理が重要である。

③ 森林環境教育

森林は国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を有し、その発揮を通じて国民生活へ恩恵をもたらしている。また、森林経営の推進にあたって、意欲ある林業従事者の拡大が不可欠であり、林業のなり手の育成・拡大が必要である。

国は、森林環境教育施策で学校林等の身近な森林の活用等による幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化、林業後継者等の林業体験学習等の促進を行っている。

また、年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた森林及び施設の整備の推進を行っている。加えて、地域住民等から成る活動組織が里山林等の整備と一体的に実施する森林環境教育や研修活動に対する支援等を実施している。更に、民間では企業の取り組みとして、社員教育とCSR活動の一環で森林環境教育を行っている事例もある。

しかしながら、森林の多面的機能に関して広く国民の理解を得られているとは言い難い状況にあり、更なる森林環境教育の必要がある。

また、林業従事者の拡大には至っていない原因の一つとして、林業の重要性を知られていないと考えられ、林業のなり手の育成・拡大のための面からも森林環境教育が必要である。

(3) 課題

上記のとおり、現状から評価することによって明確化された主な課題は以下の3点と考えられる。

- ・ 間伐実施にあたり林地の集約が最優先であるが、不十分であり、今後集約が更に困難になる可能性があること
- ・ 主伐、間伐にあたって、継続的な維持管理を行うことができる形態での路網整備が必要であること
- ・ 森林の多面的機能に関して広く国民の理解を得られているとは言い難い状況にあり、林業のなり手の育成・拡大に必要な森林環境教育が不十分であること

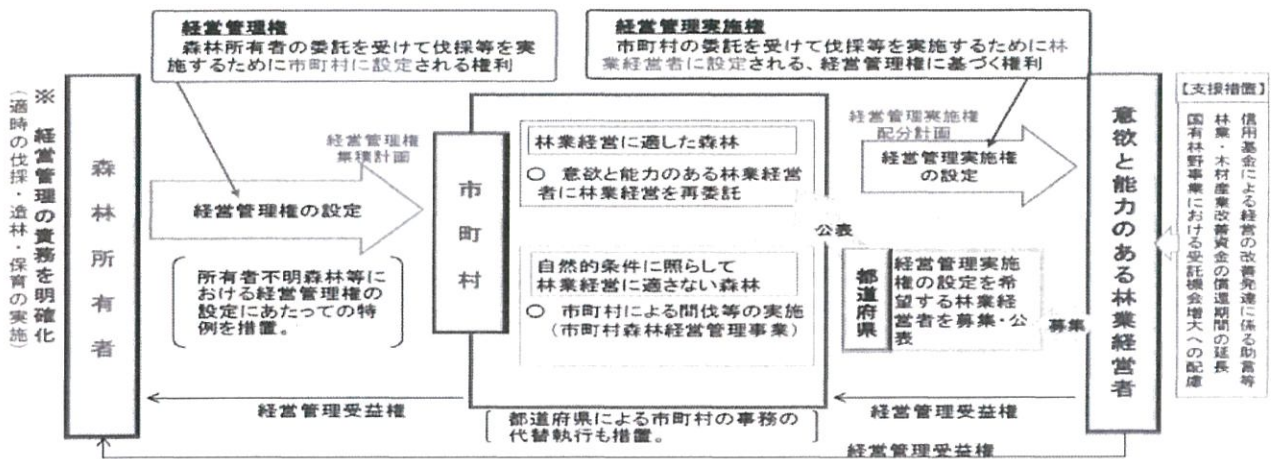
3. 新たな森林管理システム及び森林環境税（仮称）について

本章では、平成31年4月1日に施行される新たな森林管理システムと森林環境税（仮）について、触れておくこととしたい。

(1) 新たな森林管理システムについて

森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに、林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐ仕組みが「新たな森林管理システム（森林経営管理法案）」である。

■ 「新たな森林管理システム（森林経営管理法案）」概要について



(出典：林野庁)

(2) 森林環境税（仮称）について

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与される。

また、森林環境譲与税（仮称）については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとされている。

4. 提言

【基本的考え方】

森林環境税（仮称）創設における趣旨の一つである森林整備、並びに林業振興を促進する観点から、森林環境譲与税（仮称）の用途については、以下項目に焦点を当てて検討した。

- ・ 林地の集約
- ・ 間伐の効果的・効率的実施促進
- ・ 林業人材育成（「意欲と能力のある林業経営者」「若年層の林業従事者」）
- ・ 普及啓発・森林教育（長野県根羽村森林組合の事例「森の民」）職員教育
- ・ 新税導入に際しての懸念に対する対応

基本的な考え方に基づき、提言は政策面・運用面に分け、運用面は森林を抱える地域・都市部に分け検討を行った。提言概要は下表のとおり。以下詳述する。

基本的な考え方	政策面※				運用面	
	①	②	③	④	森林を抱える地域	都市部
林地の集約		○			森林所有者情報の調査・整理	—
間伐の効果的・効率的実施促進		○			森林整備費用	木材利用促進
林業人材育成	○	○		○	林業・担い手の確保 林業・担い手の育成	—
普及啓発・森林教育・職員教育	○	○		○	林業・担い手の確保 普及啓発	普及啓発
新税導入に際しての懸念に対する対応		○	○		—	—

※①森林地域と都市部との継続的な相互交流による森林整備の意識向上

②森林環境譲与税（仮称）の効果的活用の観点からの譲与基準見直し

③森林環境税の地方自治体における森林環境税の用途検討を通じた、既存の森林税等との重複運用見直し是非検討への誘導

④経済界への森林環境保全活動参画誘導

【提言】

（1）政策面

① 森林地域と都市部との継続的な相互交流による森林整備の意識向上

森林整備については、直接的には森林地域の住民における意識向上が必要であるが、その恩恵を受けるのは都市部の住民も同様である一方で、例えば大阪市のように森林のない都市部もあり、意識向上は容易ではない。そこで、都市部においては、水源である森林地域との連携（ペアリング）を義務化してはどうか。

これにより、後述する譲与税の効果的活用や、都市部・森林地域に加え、ノウハウを持つ民間企業も関与した、三者での森林整備・森林教育への取り組み促進が期待される。例えば、森林環境教育の取り組みとして東京都世田谷区と群馬県川場村との相

る
と
平
こ
。
な
す
よ
し
ム

互連携を行っており、利根川上流の村民と下流の区民の連携による森林の保全・育成を進めるため、「友好の森事業に関する相互協力協定」（平成4年）を締結している。

② 森林環境譲与税（仮称）の効果的活用の観点からの譲与基準見直し

平成31年度から譲与が決まっている譲与税については、その用途を公表する前提で各市町村や都道府県が検討を始めているが、特に、都市部に対する譲与税の効果的活用がポイントである。新税創設の効果を高めるためにも、都市部の譲与税使途として森林地域への支援に資する項目を必須とする仕組みを検討すべきである。

また、譲与税の施行から5年後の平成36年度より市町村が徴収する森林環境税の施行のタイミングに合わせて、譲与税導入後5年間における実績を検証して、必要に応じて譲与基準を見直し、いわゆる無駄遣いの撲滅を図ることが望ましいと考える。例えば、林業従事者比率を上げ、人口案分比率を下げる、等、森林地域へ効果的にお金が回ることを検討していくべきである。

③ 森林環境税の地方自治体における森林環境税の使途検討を通じた、既存の森林税等との重複運用見直し是非検討への誘導

前述の通り、各自治体では、課税自主権を活用した超過課税が導入されている。それぞれ呼称は異なるが、これら既存の森林税等との重複運用については、各自治体における住民の意向や収支状況等も勘案しつつ、それぞれの使途が森林整備・林業振興等に効果的な場合はこれを尊重すべきである。但し、新税の導入が従来の超過課税の置換に留まるような場合には、各自治体に対して、自主権を侵さないよう配慮しつつも、重複運用の見直し是非を検討するよう、国として誘導すべきである。

④ 経済界への森林環境保全活動参画誘導

我が国の民間企業にはそれぞれ、国内各事業拠点の地域住民に支えられて、地元根差した事業活動を行ってきた、長い歴史がある。過去には、足尾銅山（栃木県）や別子銅山（愛媛県）における植林活動等、先人たちの自然に対する崇拝と尊敬の念から出る活動がなされているが、これらが現代にも生かされ、既にさまざまな環境保全活動が行われている。しかしながら、これからの環境・エネルギー問題への対応や循環型社会構築のためには、行政のみならず、学界や企業がそれぞれの枠に留まらず、未来のために考え行動することをより積極的に展開していくべきである。

特に、普及啓発・森林教育活動については、経済界への参画を誘導する観点から、本譲与税を法人税減税の財源として活用してはどうか。ゼロ・エミッション達成の定量化等、減税措置の条件は製造業やサービス業等、業界によって柔軟に設定することで、企業価値向上等に資する活動として、経済界の積極的な参画を促す一助となろう。

林業・担い手の育成

「担い手の育成」については、その推進策として、地方公務員への登用制度を検討すべきである。但し、モラル低下を回避する観点から、例えば従事内容は林業に限定した上で、勤務地も制限する等の制約は必要と考える。また、高等教育との連携による研修区域・施設創設に係る費用に充当されることが望ましく、これにより、いわゆるUターン人材を含む若年層労働者の確保にも資することが期待される。更に、林業振興に資する知識を備えるべく、自治体職員の林業教育に係る費用にも充当すべきである。また、知識と経験のある職員OBを地元へ招聘したり、他地区自治体に派遣した上での後進への相互技術伝承や、林業経営ノウハウを有する民間企業からの指導者派遣等、「林業キャラバン」のような指導活動経費に充当することも効果的であると考える。例えば、自伐型林業を推進している高知県佐川町では、総務省が平成21年度から実施している「地域おこし協力隊」を活用している。これは、地域活性化への貢献や田舎暮らしを希望する都市住民が、報酬付きで地方に移り住み、最長で3年間、地域の担い手として活動する制度で、佐川町では平成23年度から活用しており、NPO法人に委託して他県の民間企業等から講師を招聘し、自伐型林業研修を継続開催している。

■高知県佐川町の事例「地域おこし協力隊」

【地域おこし協力隊の雇用】

特別交付税措置：4,000千円/人

- ・平成26年度から10年間、毎年継続して雇用
- ・特別交付税措置の範囲で必要な物品購入や林業機械をリース
- ・町有林等を練習フィールドとして活動
- ・任期の3年間で、林業のスキルを取得
県林業学校や町実施のスキルアップ研修参加
林業に必要な資格の取得
- ・平成29年度中任期満了者：3名(町内で林業希望)

【自伐型林業研修の実施】

委託料：3,000千円
(地方創生:1,500千円 県補助:800千円)

- ・NPO土佐の森救援隊に業務委託により実施
- ・初心者向けの基本的な林業技術研修の開催
(チェーンソー研修、伐木・造材、作業道開設、森林経営)
- ・経験者向けのステップアップ研修
- ・整備中の山林での個別研修
- ・新規就業者数：4人(H26年度以降、副業として)



町有林での練習



チェーンソー研修



プロの林家によるスキルアップ研修



作業道敷設研修

【研修講師】

- ・岡橋 清隆 氏(奈良県清光林業)
- ・橋本 光治 氏(徳島県橋本林業)
- ・山口 祐助 氏(兵庫県)
- ・菊池 俊一郎 氏(愛媛県菊池林業)

(出典：高知県佐川町作成資料)

普及啓発

普及啓発については、初等教育における環境教育や職業体験の実施に係る費用、森林における原体験の場としての環境拠点創出、並びにそれらの建設費用補助に充たさ

れるべきである。具体的には、前述した都市部との連携（ペアリング）を活用した、「森の中の教室づくり」や、「まちと森の子ども相互交流」、或いは森林整備への従事体験等が考えられる。このような取り組みは、企業でも行われており、例えば、ANAグループでは、「地域・社会に新たな価値を提供し、貢献できる持続可能な森づくり」の一環として、宮城県南三陸町にある「ANA こころの森」にて、ボランティアによる森づくり活動を実施している。しかしながら、目標は実施回数のみに限られており、今後より活動を深化させるためには、参加人数を目標に設定するなど、多くの人を巻き込む活動をしていく必要がある。

② 都市部での使途について

木材利用促進

都市部においては、まず木材利用の促進に資する取り組みを検討すべきである。既に東京都港区（※）のように、平成22年に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、協定木材利用推進方針を策定している自治体も存在する。

※「港区公共建築物等における協定木材利用推進方針」には、以下特徴がある。

- ・二酸化炭素固定量の増大を目的
- ・区と、伐採後の再植林を保証する協定を締結した自治体から供給される協定木材を利用促進の対象
- ・木材の利用量の目標設定（床面積1㎡当たり0.005㎡以上）

このような方針を民間建築物にも展開する一方で、既存の建築用資材との単純な価格競争に陥らないよう、木の魅力を打ち出し、置換でなく新たな需要を創出することで木材利用の促進に繋げることが望ましい。また、建築材だけでなく、什器での利用を改めて進めていくことも必要である。具体的には、学校の机・椅子や食器、住宅内の家具、民間企業内の食堂内什器等が考えられる。

普及啓発

普及啓発については、森林環境教育にあたり、各市町村の教育委員会を活用して、前述した森林部との連携等を通じ、一方通行でなく双方向型での体験の場を設けるべきである。「森をまもり、森と人をつなぎ、木をつかう『トータル林業』」を唱える、長野県根羽村森林組合では「森の民」という言葉を使い、幼少期の原体験を通じて森に親しむ人を増やすことに取り組んでいる。単に都市部で箱モノを作るのではなく、ペアリングを通じて「森の民」を増殖していくような取り組みに充当すべきである。例えば、根羽村森林組合が愛知県豊田市で参画している「あそべるとよたプロジェクト」は、まちの子どもたちに木に触れる機会をつくるものであり、曲げわっぱなどの食器づくりやおもちゃづくり、或いは農業体験や集客スペースの木製遊具設置等、多くのイベントを開催している。


民間企業が CSR 活動の一環として森林環境教育にあたるケースも増加してきており、今後は減税措置等のインセンティブを与えることで、更なる展開も期待できるものと考えます。また、北欧の森林業界が森林産業の普及啓発のために開発した「森林環境教育プログラム」で、子どもたちの環境意識の向上と環境教育に関わる教師の育成を目的とした「LEAF(Learning About Forests)」に参画する社員をもつ企業もあり、これらとの連携も効果的と考えます。

■民間企業CSR活動事例：トヨタ「トヨタの森」

樹の上をのび、大自然。

トヨタの森とは

豊田市野島から約40km、矢作川と田川に囲まれた丘陵地帯に「トヨタの森」が広がっています。トヨタがソバを栽培する中心とした森林です。森には自然観察の道、木づつ鳥獣に自然だった森を再現していったいわゆる里山として開発された森です。夏から一年の間の広大な敷地は、多様な野生動物の憩いの場所、豊かな自然の環境をよそに、ここでは生命がそれぞれのリズムで成長する。ゆとりとした時間が流れています。



■年表	
1992年	「トヨタの森」創設、森の環境教育開始
1994年	トヨタがソバを栽培する中心とした森林を創設
1997年	トヨタの森オープン
1998年	環境教育プログラム「トヨタの森」創設（1997年）
1999年	環境教育プログラム「トヨタの森」創設（1998年）
2001年	地域の小学生を対象とした、自然体験型環境教育プログラム開始
2002年	「トヨタの森」自然観察コースオープン
■主な実績	
1999年	「トヨタの森」環境教育推進委員会 設置
2004年	「トヨタの森」環境教育推進委員会 設置
2010年	「トヨタの森」環境教育推進委員会 設置
2011年	「トヨタの森」環境教育推進委員会 設置
2012年	「トヨタの森」環境教育推進委員会 設置
2013年	「トヨタの森」環境教育推進委員会 設置
2014年	「トヨタの森」環境教育推進委員会 設置

また、山村部での「労働参加型ミッション」におけるインセンティブとしての「地域通貨」の原資に充当することや、人生100年時代を迎える中での、社会的健康弱者に対応した山村・森林整備を含めた、グリーンツーリズム導入推進への経費補助（国民の癒しの場としての森林活用・健康づくり、森林療法等）も望ましいと考えます。

5. 終わりに

今回、「森林環境税（仮称）の用途について」というテーマで、本税創設における趣旨の一つである森林整備、並びに林業振興を促進するという観点から考察したが、何よりも課題であると痛感したのは都市部での用途についてである。我が国は世界有数の森林国であり、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、我々は様々な恩恵を受けながら生活をしている。一方で、都市部の住民が実際に森林整備や林業の現場に行くことや、森林の有する多面的機能や現状、また森林を巡る問題について教育を受ける機会は殆どなく、これから森林に対し無関心になってしまう危険性を感じた。

本提言では、都市部での用途の一つとして、根羽村森林組合の今村様から伺った「森の民」という言葉を使い、幼少期の原体験を中心とした森林環境教育の必要性について論じた。新税の施行を目前に控え、世間からも注目をされている今だからこそ、将来の森林整備、並びに林業振興を促進するために、主体的に取り組んでいくことが重要である。

本研究会でも引き続き森林環境税（仮称）の用途について、その効果検証を続けて参りたい。

以上

平成 30 年 7 月 3 日

自民党本部

13:30～14:30

長野県下伊那郡根羽村

根羽村森林組合

参事 今村 豊

090-2745-5623

森林環境税の使途について

1 はじめに

長野県最南端に位置する根羽村は面積約 9,000ha、人口 900 人、世帯数 430 世帯、高齢化率 50%を超える典型的な過疎山村です。そんな山村ですが、総面積に占める森林率は 92%、内、人工林率 73%、60 年生以上のスギの伐採を中心に、豊かな森林資源を活用した林産業を基幹産業としています。

その林産業は、根羽村森林組合を主体に伐採・製材加工・販売を行っており、いわゆる林業の一次、二次、三次産業による 6 次産業化を確立しています。これを「根羽村トータル林業・まもる・つかう・つなぐ」と称して、現在も林業のあるべき姿を追及しています。

2 森林環境税の使途について

森林環境税の使途について提案するにあたり、最も要望する点は、「その使途についての裁量権を各自治体の長にする」、ということです。根羽村では、林産業を持続可能とするために様々な活動を展開しています。これらの取り組みについて、様々な助成金制度を活用していますが、それでは対応できないものは、ほぼ村単独事業として予算計上ができず対応できません。

そこで、日本各地の最前線で最も葛藤し苦悩している山村等各自治体の長の判断によって、今現場に最も必要とされる事項について、森林環境税が有効に活用されることにより、出資者の要望・希望も満たし、多くの山村や日本林業が活性化されることを望みます。

森林環境税の使途について、森林組合が抱える課題も含めて提案します。

① 様々な用途に対応できる森林整備費・景観整備費としての活用（まもる）

現在、各自治体における間伐等の森林整備については、国・県等による森林整備事業の補助金によって対応しています。しかしながら、その補助金も減少傾向にあり、また、事業体系が複雑で、様々なメニューに沿って条件を満たしたものでないと活用できません。

例えば、森林保全上必要と考えられる沢筋に倒れた雪害被害木を除去する「水源管理事業」、適切な森林管理に必要な笹密生地等の伐倒するために必要な「下刈作業」、より魅力的な森林づくりの一環とした森林景観のための「樹下植栽等」です。これら森林整備や景観整備はその地域が独自に必要なと考えられるものですが、多くの自治体は国の助成金制度のメニューに従った内容以外に対応できません。

このため、森林環境税をその自治体が最も必要としている独自の森林整備や森林景観に関する事業に活用されることを希望します。

② 森林環境教育費・木育活動費としての活用（まもる・つなぐ）

教科書から林業という言葉が消えました。人が一生の間に木に触れ合う時間や機会を、もっとたくさん作ればと常に感じています。今こそ私たち林産業に携わる者は、森林の機能やその管理の大切さ、伐採された木が加工されて、「魅力的な木の住まいや木製品」になり、それらを身近な生活空間で普通に使用していく「地域社会の循環」を次世代に伝えていく「仕組み」が必要だと考えています。

そこで、特に青少年や下流域の市民を対象に、森林の役割を伝えられる学びの場を山村につくり、そこで自然と触れ合う原体験を与えられるような「森林環境教育」を実施すべきと考えます。

また、伝統的な日本の木の住まいや木工作等を通して、木の魅力や楽しさを伝える「木育」を山村部や都市部で行うことが大切だと考えます。

同時に、国土の7割が森林である日本において、森林の大切さを認識し、かつ、そうした森林資源を守り、また活用する「森林と木の産業」が持続可能な産業として確立されるよう、それを担う人材育成を行う必要性があると考えます。

このため、森林環境税をこうした森林環境教育や木育活動に関する事業に活用されることを希望します。

③ 国産材を活用した公共建築物等の材料費としての活用（つかう）

理想的な林業の形態とは、山村部の森林所有者が安定的に木材を供給できるように上流域の森林資源を育成し、それを効率的に搬出・加工することによって、下流域の個人住宅や公共建築物等に活用されることです。この過程を通して、森林資源の育成・林産業の振興・林業担い手の定住化による山村人口の安定化・森林の公益的機能の発揮・水資源の安定供給・木の文化の育成等に結び付きます。つまり、上流域の森林資源が下流域できちんと活用されることには大変大きな意義があります。

しかし現実には、グローバル経済社会により製品単価の安い外材が輸入され、木材自給率も3割程度で、日本の国土の7割が森林であるにも関わらず、豊かな森林産業が確立されているとは言えません。

そこで、上流域や身近に存在する森林資源を活用した公共建築物、あるいは個人住宅における条件付き支援措置等により、もっと国産材が国民に使用され、前記のような豊かな地域社会が育まれるような「仕組み」が必要だと考えます。

このため、森林環境税をこうした国産材を活用した公共建築物等の材料費として活用されることを希望します。

④ 山村部における都市住民等による「山村の魅力づくりボランティア労働参加型ミッション」における地域通貨原資としての活用（つなぐ）

根羽村では都市部の住民に、根羽村内の渓谷歩道整備や景観整備、オーダーメイドの山

づくり等、都市住民が「田舎の先生」に学びながら、山村の魅力づくりにボランティアとして参加していただく「労働参加型ミッション」・「田舎の親戚制度」等を検討しています。

山村部の魅力づくりにボランティアとして参加していただきながら「田舎の先生」から様々な山の技術・技能・文化を学ぶことによって、ミッションに参加すればするほど参加者個人が山村部で様々な活動ができるよう成長できる仕組みです。

例えば、すべての森林整備の内容、広葉樹やサクラの山づくり等オーダーメイドの山づくり、丸太の搬出、簡易製材機を利用した材料の調達、ウッドデッキや滝つぼサウナ等、木工機械の活用による木のアイテム製作です。原則的にこれらは「山村の魅力を高めるためのアイテム」として山村部で活用されることとなります。

そこで、こうした都市住民等のボランティア参加によって山村の魅力づくりを推進していく原動力となるよう、こうした山村への貢献に対する対価として、参加者に対する地域通貨の発行を提案します。山村の魅力づくりに参加すればするほど地域通貨がチャージできるような「仕組み」を構築し、その原資として森林環境税が使用できればと考えます。

山村部の魅力が都市部住民等とのコミュニケーションを通して発揮され、かつ都市住民にも森林環境税が地域通貨として還元される仕組みは、ひとつの山村活性化策の理想型と考えます。

このため、森林環境税を山村部における都市住民等による「山村の魅力づくりボランティア労働参加型ミッション」における地域通貨原資として活用されることを希望します。

⑤ 林業人材育成費・林業安全対策費としての活用（まもる）

国土保全の視点から私有林も公的財産の性格があるものと見なされています。水源涵養等、森林の公益的機能の発揮にあたり、森林所有者個人の意思のみで森林を整備することは困難なことから、森林整備事業が国の公共事業として位置付けられ、森林所有者たる森林組合員から森林組合への受託によって、当事業を活用することにより森林の整備を行っているところです。その担い手が、例えば森林組合の林業技能職員となります。

全国で多くの林業技能職員が林業の現場で働いていますが、言うまでもなく伐採等の危険作業が多く、労働災害の発生率も全職種の中で圧倒的トップのとても危険な職場と言えます。

そこで、このような国のライフラインを守る根幹的な業務に従事している林業技能職員の安全面に配慮して、職場独自の各現場における安全措置や、安全教育を実践していく必要性があります。国の緑の雇用制度等、助成制度は存在しますが、多くの森林組合においては、その必要性を理解していても森林組合経営上の厳しさによって、十分な人材育成費や林業安全対策費が賄えないのが現状です。

このため、森林環境税を林業人材育成費・林業安全対策費として活用されることを希望します。

⑥ 積極的な健康づくりウェルネスや森林療法等、国民の癒しの場として森林を活用していくグリーンツーリズム導入推進に対する活用（つなぐ）

日本人の寿命はもう 100 歳の時代を迎えようとしています。人生は長くなり、また高

齢者が人口に占める比率も上昇しています。年末年始やゴールデンウィーク、お盆等、多くの国民が自然豊かな田舎を訪れています。その中で森林のもたらす環境的な意義は大変大きいといえます。また、山村部等の自然の中でアクティブなプログラムが若者やファミリーに受けている一方で、都市部での多忙な日常業務から逃れて自然の中で癒しを求める世代も多いと思われます。

こうした現状から、こうした都市部住民の意向にかなう森林環境整備や、都市部住民のための森林を対象としたグリーンツーリズムに対する山村整備、健康志向の受け皿としての山村整備が必要な時代に到来してきたと考えます。また、森林資源の活用にあたり、健康者に対するものが主流を占める中、いわゆる社会的健康弱者に対応した山村・森林整備の概念はほとんどありません。

そこで、こうした社会的健康弱者に対応した山村・森林整備も含め、積極的な健康づくりウェルネスや森林療法等、国民の癒しの場として森林を活用していくグリーンツーリズム導入推進に対する経費支援としての活用を希望します。

以上多くの提案をさせていただきましたが、一番現場にとってありがたい概念は、「選択ができる」、ということです。

一般的な国事業は、メニューや条件に従って「これしかできない」というものが大半です。

一方で森林環境税は、国民の森林に対する多様な要望にも応えつつ、森林資源のある山村部の現場において、最も必要だと思われる提案のような内容に、幅広く各自治体の長の裁量権により選択して活用できれば、とてもありがたい制度だと思います。

また、各自治体の裁量権となれば、国一律で同じことを行う、というのではなく、各分野の専門家の参加も含めて、各地域が独自の森林に関するテーマを推進することが可能になると考えられ、それはその地域に根差した「木の文化や人材」を育成し、豊かな国家の礎になると思います。

(参考)

ご質問への参考回答

- 1 木育等、大切なのは理解できるが一次的なイベント等で終わってしまうのではないか。それと人材育成がどのように結びつくのか。

回答

森林環境教育や木育の目的は、極論すれば①国土保全に携わる者の育成や、林業を担う人材の獲得 ②木製品を使う顧客の獲得にあります。これを山村としての顧客としてとらえれば、根羽村のような林業を基幹産業としている山村では、このような二つのタイプの顧客を育成していくことが必要です。

このうち、重視しているのは①ですが、木育はこうした入り口にある「きっかけ」になるものと考えおり、一次的な木工イベント等で終わらせないような「仕組み」まで構築したいと考えています。

例えば、幼稚園・保育所に対する木の枝工作等、国産材を利用した簡単な木育プログラムの創設、小学校での各学年ごとによる木工指導、小学生の使う机・椅子の組み立てキットによるセルフビルド製作、住まい近くの公園で公民館等の指導員と連携した「木のおもちゃ・ブランコ・オセロ」等の木のアイテムの活用やその恒常化です。

あまりにも、日本人なのに木とかかわり、木と触れ合う場が少ないと感じませんか。日常生活にも木の製品、それも国産材のものはほとんど見当たりません。森や林業と出会える意図的な場面はほとんど存在しない。それで、どうやって国土保全を担う人材が育成され、また木を使う人が現れるのでしょうか、という疑問がありました。そして、いわゆる「きこり」として山で木を伐り、黙って住宅建材だけ作ってあればよいのでしょうか、という自問の回答が、様々な木育の木づかいイベントの実施や、日常の生活空間の中で楽しめる木のアイテムの製作に結び付いていきました。

森林を整備し国土の保全を担う人材をどのように育成すべきか、また、そうした森林資源を活用していく人材をどのように育成していくか、という課題に対し、森林環境教育や木育を、特に青少年期から意図的に実践する必要性は極めて高いと思います。

私個人のプロフィールも参考になるとと思いますが、実は小学生時代は父が日曜大工好きで、金槌や鋸を使って犬小屋や鶏小屋などを作っていました。中学生時代の感受性の高い時期に遠足で行った東京都の陣馬山から景信山への縦走体験が、山の世界や森林に興味を持ったきっかけです。この原体験が、森林や木に関わる仕事に就いた原点と言えるでしょう。

つまり、「三つ子の魂百まで」という言葉があるとおおり、感情性の高い幼少期から青少年期に様々な原体験、特に自然環境の中での遊びとか、木工とか、山歩き・川遊び等を経験していると、その体験がその後の人生に大きな影響を与えることになると思います。好きになった山々について興味関心を抱いて、たくさんの山を登りたくなるとか、森林の仕組や木の製品、各地の自然環境や各地域に残っている木の文化等

について知りたくなるでしょう。そして、中にはそうした分野の仕事をしてみたい、森林に関わる仕事をしてみたい、という方も現れるでしょう。

こうした導入部分について、森林・林業界はもっと積極的でないと良い人材は得られないと思います。野球で例えるなら、イチローのようなスパースターがいる野球界には黙っていても、野球選手になりたいという優秀な人材が集まるでしょうが、優秀な林業人として森林整備等の国土保全を担い「見栄えのする山づくり」を実践するスーパー林業技能職員に憧れて林業人になる、などということは、敢えて森林・林業界や行政等の関係者がその場面や「仕組み」を作らなければ無理でしょう。

それに私もそうですが、大学で林業を学んだ大半の者は公務員になる傾向が高いです。つまり、行政的な側面から森林や地域活性化に携わろうとする考え方です。こちら側の人材も無論必要ですが、こちらは自然に公務員という形で人生の保証がされているため人材確保はそれほど難しくありません。

しかしなぜ、山の実働系ではなく公務員になってしまうのでしょうか。それは、現在の日本においては、山で働く林業人としての給与面での不安(低額・昇給なし)、まだ課題の多い技能習得制度、現場で新人を育成するOJT体制の脆弱性、それに関連する安全面における不安等、林業人として歩んでいこうとする時の予定調和や人生設計がほとんど見えないからです。林業の労働災害が多いのも、こうした面に深く関係しています。

従ってなおさら、本当に山で実働する林業人の育成が課題です。この道に入ってくるきっかけや導入の部分をしっかりつくるのが重要だと思います。同時に林業人材育成についてもっと掘り下げて検討すべきで、現在行われている日本の講習・履修型からドイツのような実践・習得・技能マイスター型に切り替えていくべきだと考えます。これは将来、技能者として就職する者を育成するという明確な目的のもと、森林作業で必要となる技能を一定の教育期間を設けて習得させ、技能習得者として資格を与えた後、現場に入ってきてもらうというスタイルのもので、ひとつの理想形だと思います。このようなことが実現できると、現場作業員は新人にそれほど気を使うことなく作業に集中できるので、作業効率や安全性が高まります。併せて、こうした技能習得者としての技能証明やプライド面に配慮して資格を与え、給与面での生活(所得)保障・人生設計が提示できれば、日本全国の豊かな森林資源を職場とする夢と希望溢れる誇り高き技能職員が誕生することでしょう。ここまで、林業人材育成に対して森林環境税は踏み込んでいただくとありがたいです。

2 木材需要を何に使うことによって増やせばいいのか

回答

①各自治体には「木材利用指針」というものが制定されています。しかし、現実的には形骸化しており、指針に沿った取り組みを実施している自治体は少ないと考えられます。そこで、こうした指針に基づいた木材需要を再確認し、国産材の需要拡大に結びつけていただければと思います。

②学校等教育関連施設の木造化

- ③すべての既存建物の内装関係。壁板や腰板、仕切り用装飾的木質ボード等、内装系のアレンジは無限です。特に港区は条例を制定して延べ床面積に応じた国産材利用を義務付けており、参考になるとおもわれます。
- ④景観を重視する街道等の建築物における外壁の木質化。例えば「よろい壁」という板壁で既存建物の外壁を覆う構法があります。こちらは既存建物に張り付ける施工で外観が良くなることから、一地区を統一的な景観に配慮して施工していけばかなりの景観向上が図れるばかりでなく、多くの需要が見込めます。
- ⑤住まいの建築部材以外の日常の生活空間で使用できる国産材木のアイテムの普及。特に最近「液体ガラス塗料」が出始めており、耐候性が高く、様々な場面での木質化が期待できます。
- ⑥ヨーロッパ、カナダ、フィンランド等、水辺環境における木造建築物の構築。こうした地域では、特に湖沼等の内陸部の水辺環境に丸太を浮かべたキャンプ施設等、様々木造施設が建築されています。
- ⑦グリーンツーリズム等、山村や里山に自然環境を求めて訪れる来訪者の方々の宿泊施設として、山村や里山に日本本来の木造家屋を建築して対応すべきだと考えます。年々増え続ける外国人観光客も、こうした昔ながらの日本的情緒が感じられる伝統的木構法の家に宿泊したいと思われるはずで、魅力的な木の住まいを魅力的な里山景観の中にこそ配置して、外貨獲得を図るべきではないでしょうか。

3 基本的に山村に人が住めることに重点をおいて森林環境税の活用を考えるべきではないか

回答

山村における生活環境や仕事面、受け入れ体制が魅力的でないと人材は集まらな
いと考えられます。根羽村もその点は十分ではありません。特に、Iターン者の林業技
能職員にとって行事の多さや消防団への参加が障害となって、根羽村以外の地区から
通いで林業に従事している職員もおります。

そこで、例えば3年ないし5年間働けば、根羽スギ住宅に住めるとか、農地や森林
の利用権をつける等、山村における生活環境の特典が必要だと思えます。林業技能職
員は村役場の行政事務職と比較して肉体的に圧倒的に厳しく、職場環境も特に冬場は
とても厳しいのに、給与面においても低額で、しかも組合の経営状況に左右されるこ
とから定期昇給は計画的ではなく、賞与も年毎に異なります。住環境も現実的には、
古い村営宿舎が使われていたり、とても人口減に苦しんでいる村が、ぜひ根羽村に
来てください、と言えるような特典を打ち出せていません。これは、多くの過疎化に
苦しむ財政的にも厳しい自治体には似たような傾向にあると思えます。

従って、このような山村定住化支援という視点から、一定の所得保証や定住化促進
に結びつく経費支援に、森林環境税が活用できれば大変ありがたいと感じます。これ
は、地域に人が住み、その住民がその地域や地域資源を「まもる」という概念になる
と思えます。